

## 環境配慮のための行動指針

### 第1 限りある資源が循環し利用される「福井」のために

#### 【県民】

- ・物品の購入に当たっては、必要性を十分に考慮するとともに、適正量を購入します。
- ・マイバッグを持参し、過剰包装やレジ袋を断わります。
- ・使い捨て製品の購入を控え、詰め替え製品や繰り返し使用できる製品を購入します。
- ・リサイクル製品を優先的に購入します。
- ・部品交換や修理などを行い、製品を長期間使用します。
- ・不用品の再使用を進めます。
- ・調理くずや食べ残し等の生ごみを減らします。
- ・生ごみは、堆肥化して再利用に努めます。
- ・市町村の分別方法に従って、ごみの分別を徹底します。
- ・空き缶、ペットボトル、牛乳パック等の容器包装の店頭回収、事業者回収に協力します。
- ・空き地や川、道路などへのごみのポイ捨て、不法投棄をしません。

#### 【事業者】

- ・物品の購入に当たっては、必要性を十分に考慮するとともに、適正量を購入します。
- ・リサイクル製品を優先的に購入します。
- ・再生資源等の原材料の利用に努めます。
- ・紙の使用量を削減します。
- ・生産工程を見直し、廃棄物の発生抑制・減量化・リサイクルに努めます。
- ・部品交換や修理などを行い、製品を長期間使用します。
- ・食堂の生ごみは、堆肥化して再利用に努めます。
- ・資源ゴミの回収やリサイクルに努めます。
- ・廃棄物の処理に当たっては、法律に基づき適正に処理します。
- ・リサイクル可能な製品や再生資源を利用した製品の開発・普及・販売に努めます。
- ・使い捨て製品の販売や過剰包装を自粛します。
- ・使用済み製品の回収に努めます。

## 第2 環境の保全と創造を視野に入れた産業が活発に活動する「福井」のために

### 【県民】

- ・「福井県認定リサイクル製品」をはじめ、県内で作られる環境配慮製品を優先的に購入します。
- ・製造事業者や販売事業者に対し、環境配慮製品に関するニーズの提供に努めます。

### 【事業者】

- ・「福井県認定リサイクル製品」をはじめ、県内で作られる環境配慮製品を優先的に購入します。
- ・環境配慮製品の販売や環境に配慮したサービスの提供などを積極的に行うとともに、消費者への情報提供に努めます。
- ・産・学・官と連携して環境関連技術の開発に努めます。
- ・環境ビジネス展や研究会などに参加し、技術の交流や情報の収集に努めます。
- ・製品に関わる原料の採取から製造、輸送、使用、廃棄等の各段階における環境負荷の低減を考慮して、製品の開発・製造・販売に努めます。

## 第3 地球環境の保全に向けて各自が責任をもって行動する「福井」のために

### ■水環境など生活環境の保全

### 【県民】

- ・流しにごみ受けをつけて直接流さない、油を流しに捨てない、風呂の残り湯を洗濯に使うなど、生活排水による水質汚濁の負荷を少なくします。
- ・下水道整備区域外では、合併処理浄化槽を設置し、適正に管理します。
- ・水道の出しっぱなしはやめ、節水を心がけます。
- ・水辺における清掃美化活動などに参加します。
- ・不要なアイドリングをやめるとともに、できるだけマイカーを自粛し、公共交通機関の利用に努めます。
- ・大気汚染や悪臭を防止するため、みだりに屋外でものを焼却しません。
- ・日常生活で発生する騒音により周囲に迷惑をかけないように配慮します。

### 【事業者】

- ・大気・水質・土壌等の汚染を防止するため、生産工程の見直しや処理施設の維持管理を徹底します。
- ・水の循環使用、節水型工程の導入、地下水揚水の抑制などに取り組みます。
- ・騒音・振動を低減するため、発生源となる設備の設置場所や使用時間帯に配慮するとともに、低騒音・低振動の設備・工法の採用に努めます。